

制度改正等の課題解決環境整備事業

令和5年度税制改正の緩和策で何が変わる？ スタート直前の最終確認！

「改正電子帳簿保存法」講習会

今年度の税制改正により、来年1月に義務化されるいわゆる「電子取引の紙保存禁止」について見直しが行われ、保存要件が緩和されました。スタート直前となった電子取引データの保存への対応のポイントを最新の改正をもとに最終確認していきます。

本講習会では、改正電子帳簿保存法の概要から実務の部分まで対応方法をわかりやすくお伝えいたします。ぜひ、ご参加ください。

●日時 令和5年 **11月10日**（金）13:30～15:00

●会場 筑後商工会館 3階ホール 筑后市和泉118-1

●講師 塩塚 修 氏（税理士 塩塚税理士事務所）

●受講料 無料

●定員 30名（申込先着順）

●主催 筑後商工会議所

●お問合せ TEL:0942-52-3121

●お申込み 下記の申込みにご記入の上FAXまたはE-mailにてお申し込みください



【内容】

- ・電子帳簿保存法とは？
- ・帳簿書類の電磁的記録による保存
- ・最新の改正を踏まえたスキャナ保存
- ・電子データによる保存のポイント

筑後商工会議所 行 FAX:0942-53-6508、E-mail: info@chikugo.or.jp

【改正電子帳簿保存法講習会（11/10）】

事業所名	
所在地	〒
TEL	
E-mail	
フリガナ	
受講者名	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。